第7回 津山市下水道事業検討審議会

開催日時	令和4年12月19日(月)14:30~15:00
開催場所	津山市役所 第3委員会室
出席者	委 員:5名(在任委員数:8名)
	市職員:7名
傍聴者	1名
議事	答申(案)について
議事次第	1. 開会
	(1)開会挨拶
	2. 議事
	(1) 公開・非公開の採決
	(2) 第6回審議会の議事録について
	(3) 答申(案)について
	(4) その他
	3. その他
	4. 閉会

【1. 開会】

(1) 開会挨拶

都市建設部長:挨拶

会長:挨拶

※議事に入る前に審議会後の答申案等に修正があった場合の対応について協議

事務局 議事に入る前に、答申案等に修正があった場合につきましては、本日の審議会が最後 ということになっておりますので、その修正の確認を、長谷川会長に一任していただく ということをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 《委員より「はい」との発言有り≫

≪了承される≫

事務局 ありがとうございます。

それでは修正があった場合につきましては、会長よろしくお願いいたします。

【2. 議事】

(1)公開・非公開の採決

事務局 前回の会議では、地元説明会の様子を報告させていただき、次に答申に盛り込む内容

について審議していただきました。

第7回目となる本日の審議会が、最終回となります。前回の審議会のご意見を踏まえ、 事務局で答申案を作成していますので、その内容についてご審議いただきたいと考えて います。

次に会議の公開・非公開についてでございます。審議会規則には、出席委員の3分の2以上の多数で公開しないことができると規定されておりますが、今回の会議の内容につきましても、津山市公開条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当しているものはなく、公開すべきと考えています。以上です。

会長ご説明ありがとうございました。

只今の説明の通り、本日の会議内容については、津山市公開条例の第7条の各号に掲げる情報には該当していないと考えることができるかと思います。会議を公開すべきということでよろしいでしょうか。

≪委員から「異議なし」との発言有り≫

≪公開決定≫

(2)第6回審議会の議事録について

事務局:第6回審議会議事録について説明

事務局 それでは、第6回審議会の議事録について説明させていただきます。

A4縦使いで、右上に「資料4」 表題に「第6回 津山市下水道事業検討審議会」と書いてある資料になります。内容につきましては、事前に委員の皆様には配布させていただいておりますので、この場での細かい説明は省略させていただきます。また、配布の際、ご意見等があれば、連絡いただくようお願いしておりましたが、今日までに特段のご意見は頂いておりません。

第6回審議会においては、答申案についてご審議いただき、その中で宿題として、合併処理浄化槽の補助金について、10人槽を超えるものへの補助の実施状況の確認がありましたが、県内15市の要綱等を確認し、まとめましたものを、レジュメの綴りの4枚目に「資料3」として付けておりますので、そちらをご覧ください。

15 市の中で事業実施を確認できたのは、新見市と美作市を除く13 市でした。その13 市の中で、10 人槽を超えるものに対して補助を実施しているのは、岡山市、倉敷市等7 市でした。また、補助対象については13 市すべてが「専用住宅」としており、事業者への補助を実施している市は見受けられませんでした。

なお、高梁市、備前市については、補助対象に共同住宅、集合住宅の記載がございますので、これを補助対象としていると思われます。また、岡山市、倉敷市、津山市、笠岡市については、賃貸については補助対象としない旨要綱に明記されていましたので、10人槽を超えるものについても、賃貸となる共同住宅、集合住宅には出していないものと思われます。以上で、「第6回審議会の議事録について」の説明を終わらせていただきます。

会長 ありがとうございました。只今、第6回審議会議事録の説明がありましたが、このこと について、何かご質問があれば、ご発言をお願いいたします。

【質疑応答】

≪特になし≫

会長 それでは、特にご意見とかご質問がないようでしたら、第6回審議会の議事録については承認するということでよろしいでしょうか。

≪委員から「はい」との発言有り≫

≪議事録について承認される≫

(3) 答申(案) について

事務局: 資料により説明

第6回審議会(前回)答申案からの変更点

・最終ページ (3ページ) 赤字箇所

【文言修正】

単市での上乗せ → 単独市費での上乗せ

整備手法を選択 → 整備手法を変更

【文言追加】

浄化槽の更新に対する補助を検討する

※なお、今回の修正分には、事業者に対する補助については、付け加えていない。

【質疑応答】

会長 只今、答申案の説明がありましたが、これについて、質問等あればお願いしたいと思います。もうすでに皆さん見ておられるということですかね。

事務局 お送りしております。

会長 いかがでしょうか。今日、欠席されてる委員の方からは、特にご意見は。

事務局 今日までに特別のご意見はいただいておりません。

会長 特にこれについては、異論はなかったということですが、赤字のところの修正についてはいかがでしょうか。前半部分は特に問題はないかと思うのですけれども、後半の補助金について、「次のことを希望します」のところについては、最終的にこの表現で答申案としてよろしいかということですね。

事務局 あと事業所に対する補助について、修正案では入れておりませんので、それを加えた 方がいいのかどうかということを、ご審議いただければと思います。

会長 事業者については、そういうのを考えたらどうかというのが意見として出たんですが、先ほど冒頭に議事録確認のところでありましたように、岡山県内ではされているところは、ないようです。それでも津山市として、それを答申に入れることは可能である

というご説明でしたね。

事務局 そうです。

会長いかがでしょうか。

委員 入れてもらった方が良いんじゃないかな。

会長入れるとなると、ちょっと予算的なところが厳しい。

事務局 最後にある更新についてと同じ書きぶりにしていただければ、検討した上で、今すぐ 実施が難しいという答えになるのではないかと思いますが、検討することは不可能では ないと思います。ただ、資料3にもございますが、大きい人槽に対しては、他の自治体 でも、かなりの金額を出していますので、それと同じぐらい出すとなると、単市でやる とかなり負担が大きいかなと感じております。

委員 その時に検討すればいいのでは。

会長 他にいかがでしょうか。ご意見は。

委員 私たち、わからないんですけれども、配管工事費用の上限額は津山市だけないでしょう。これは当たり前なんですか。玉野市とか倉敷市とか岡山市とかは、単独処理浄化槽からの転換に対する配管工事費用の上限額があるじゃないですか。

事務局 はい。津山市は令和4年度では実施しておりません。令和5年度からは実施したいと 思い要望しているところでございます。

委員 実施していないのですね。わかりました。

会長 ちょっと質問ですけども、真庭市の補助金の設定が、面白いなと思って読んでいたのですが、専用住宅だけど小規模の店舗。これに類するものを併設した住宅は、補助対象なのですね。

事務局 そうです。

会長 販売目的のものは除くとありますが、これは販売目的になるのですかね。

事務局 販売目的のものは除くなので、専用住宅であっても、建売のことだと思います。事業 者さんが建てられて売るための一般的な建売住宅は除くということだと思います。あく まで事業者さんのことでなくて、基本的にそこに住まわれる人に補助するのだと思います。

会長 この真庭市のパターンだと、国とか県とかの補助の枠組みの中に入るのですかね。これは微妙なところなのですかね。

事務局 専用住宅という言い方は、他都市もやっているのですが、津山市もそうですが、延床 面積 2 分の 1 以上の併用住宅であって、半分以上は住宅で使っているものについては、 補助対象としております。この真庭市さんの分が、大丈夫かどうかというと、専用住宅 という言い方をしてるので、国とか県の枠組みに入り補助金が出てると思います。 県の 方も専用住宅という言葉が入っていますので。 ただ、国になりますと、専用住宅という 表現は見当たりませんので、そこまでの制限はないかもしれません。

会長 事業者も対象になるような形のものだと、真庭市は上手い事考えたという気がしない でもないのですがね。

事務局 ただ、結局は他の自治体も言っている延べ床面積が2分の1以上だったら、店舗併用 でも対象になるのとあまり変わらないのかなと思います。店舗面積250平米以下なので、ここの箇所は、厳しいかもしれません。250平米を超えたら、住宅部分が半分以上

あっても対象にしませんよと言っていますので。

会長なるほど。わかりました。

事務局 250 平米なので、店舗を何に使うかによっては、10 人槽を超えるので、津山市では出せない場合もございます。

会長 ちなみに、10人槽以上を設定した方がいいかどうかということについては、皆さんいかがでしょうか。市としては、あまり大きいのまで、補助対象にしてしまうと、もし出てきた時に予算的に厳しいのではないかとも思いますが。

事務局 一般的な住宅に対する補助金が、減るようになってしまう可能性が高いですので、大きいものに出すよりは、普通の一般的な住宅の方に出すという方向で、元々、津山市は設定していると思います。元々が、生活排水処理をどうするかというところに、浄化槽の補助は立ってましたので、生活排水ということであると基本的には住んでる人間、やはり、そう言った一般住宅をメインに考えてと言うことだと思います。

会長 11 人以上の大人数の処理槽については、津山市は設定がないですけど、それについて 設定を求めるということは、答申として、別にしなくてもよろしいですかね。そういう のを増やすべきだとか。

事務局 それにつきましても、この審議会の中で、そういうのも入れた方がいいということであれば、できるできないは後程、検討した結果ということなりますが、実際には、やってる自治体も結構ありますので。

会長 それよりは、現状の中で、上乗せの増額とかを検討してもらう方が、一般家庭の方は ありがたいと言うことですよね。

事務局 そうです。

会長 あと更新の補助については、これは本当に検討することなので、できるかできないか は、次の話だと思うのですが。

事務局 これにつきましては、元々、国が対象にしていないということですので、国に対して、下水道との公平性を考えたときに、下水道の更新に対する補助を出すのだったら、この 浄化槽に対してもある程度の年月が経ったものについては、考えて欲しいという意見を 上げていきたいと思ってる部分です。ですから、すぐに実施するという訳にはいかない と思いますので、検討することとしていただく方が。

会長 津山市として国の方に上げて行くと。

事務局 先ほどの事業者と同じで、単市となるとかなり厳しいです。下水道の方も国からの補助を受けていますし、その辺の公平性を考えながら実施をお願いして行きたいと思います。

会長 事業者のことと、合併処理浄化槽の更新のことは、同じく、国の方に上げていくと言うニュアンス。それとも事業者のことはそもそも上げて行くことはできない?

事務局 やるとすれば上げて行くこととなると思いますが、ただ浄化槽の更新とは違って事業者 に対しては、どこまで考えてもらえるかは未知数ですが。

事業所は、営利を目的としたところもございますので、まずは専用住宅と言いますか、 生活で出てくる排水を処理するというところに重点を置いて、この事業やっておりま す。合併処理浄化増の更新に対しましては、説明会等でも、更新に対しての補助はない のかというご意見が出てきました。これにつきましては「今後、県や国の方にも要望し ていって欲しい」というご意見でしたので、ここに答申にも上げさせていただいております。

会長
更新の問題と事業者への話は、レベル的には違うという認識なのですかね。

事務局 そうです。

会長同じ書くにしても、ちょっと扱いが違う。

事務局 そうです。上げて行っても、どちらが実施できる確率が高いかというと、やっぱり事業者の方が低いのではないかと、今の状況からは考えます。

会長 わかりました。それでは、先ほどのご説明の中で、いろいろな情報提供がありました けれども、事業者の件については、一応、ここに検討をすると、載せるか載せないかで すね。今の時点では多分、実現性が低いと思われますが。

事務局 今の状況から見るに、そう考えております。

会長 一応、記載として残すかどうか。それについては、いかがでしょうか皆さん。今は、 書けばいいんじゃないかというご意見ですが、ご異論がなければ、そのとおりにしたい と思いますが。

委員 よろしいんじゃないかな。

会長 それでは、あとは合併処理浄化槽の更新についての補助についても、このように残させていただくということで、よろしいでしょうか。

委員 はい

会長 単市の上乗せの話については、特に異論がなかったと思いますので、それについては そのままにさせて頂きます。

他には、何か、この答申の案につきまして、お気づきになった点はないでしょうか。 よろしいでしょうか。

委員 はい

会長 それでは、ここまでは、かなり長期間にわたって議論をしていただきました。答申に つきましては、その形でまとめさせていただいたということで。

比較的、短時間で審議が終わったかと思いますけれども、これで、本審議会の答申とさせていただきたいと思います。他にもしご意見とか、ご質問等ありましたら、また事務局の方にお尋ねいただきまして、修正の方をさせていただく時に、必要があれば、私の方で判断させていただくということにさせていただきます。

事務局の方には、本日の審議を踏まえて、答申案の修正の方をお願いしたいと思います。

≪答申案について承認される≫

(4) その他

事務局:今後の対応について

事務局 それでは、本日、答申の形が大体決まったということで、この後、答申を市長の方へ 提出します。本来ならば、委員の皆様全員でお願いするところではございますが、新型 コロナウイルスの第8波が収まりきっていない状況を鑑みまして、本審議会を代表いた しまして、長谷川会長と、職務代理者の大西委員で、お願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

委員 よろしい。

事務局 はい、ありがとうございます。それでは、長谷川会長、大西委員、よろしくお願いい たします。事務局からは以上です。

≪事務局提案は了承される≫

【3. その他】

都市建設部長:閉会にあたり挨拶

【4. 閉会】